**大間町新型コロナウイルス感染症対策事業**

**「地域振興商品券」取扱店要項**

　　【発行】大間町　【協力】大間町商工会

　新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、生活支援を目的とした「地域振興商品券」を配布するにあたり、大間町内の事業者を公募いたします。

**１．商品券の内容**

（１）地域振興商品券：

○1人につき１０，０００円（1,000円券×10枚綴）

（内訳）

・共通商品券3,000円分…大型店舗を含む利用が可能

・専用商品券7,000円分…町内各店舗のみ利用が可能

（２）商品券の配布期間　令和４年８月２２日（月）から郵送開始。

（３）商品券の利用期間　令和４年９月　１日（木）～１１月３０日（水）まで

**２．商品券の利用対象とならないもの**

・不動産や金融商品（土地や家屋の購入、保険、株式、金融機関への預入れなど）

・出資や債務の支払い及び公租公課（租税、振込代金、振込手数料、公共料金等）

・有価証券、商品券、ビール券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高いものの購入

・現金との換金、商品券の交換及び売買

・特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

**※たばこは購入可能となります。**

**３．商品券の取扱いについて**

・商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。

・商品券と現金の交換は禁止しています。

・商品券額面以下の利用に対して現金でのお釣りはありません。

・不足分については現金による利用が可能です。

・商品券の盗難、紛失についての対応は出来ませんので充分にご注意下さい。

**４．参加資格**

　大間町内に事業所及び店舗等を有する事業者とし、店舗等において商品券を利用可能とすることができるもの。

ただし、次の事業者を除きます。

・特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業をおこなっているもの。

・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同上第６号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者が営業を行っているもの。

・「商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等。

**５．参加店舗の責務等**

　次に掲げる事項を遵守してください。

・利用可能店舗であることが明確になるよう、後日配布するポスター及び「取扱店登録証明書」を利用者が分かりやすい場所に提示して下さい。

・利用者が使用される商品券について、偽造でないかの確認をして下さい。明らかに偽造された商品券であると判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに大間町産業振興課または大間町商工会まで報告して下さい。

・商品券を受け取った時は、再流出を防止するため商品券裏面に事業所の受領印を捺印することとし、既に受領印があるものは、受け取りを拒否して下さい。

**６．登録申請について**

【申請方法】

　新規登録を希望される方は、この要項に同意のうえ、「地域振興商品券」取扱店登録申請書（別紙１）に必要事項を記入・捺印し、提出して下さい。

・提出先　大間町商工会　ＴＥＬ　３７－２２３３

・申込期間　令和４年７月１日（金）から令和４年７月１５日（金）まで

**７．取扱い事業者について**

　登録が認められた事業者に対し、「地域振興商品券」取扱店登録証明書（別紙２）を交付します。当該要項に違反する行為が認められた場合は、換金の

拒否や取扱店の承認を取消し、損害金が生じた場合は請求する可能性があり　ます。

**８．換金方法について**

・受け取った商品券は、以下の書類と併せて大間町商工会へ提出して下さい。

［必要書類］（※地域振興商品券事業実施要綱より）

1. 地域振興商品券交付申請書（様式１）
2. 地域振興商品券換金請求書（様式２）

・商品券の裏面に取扱店名を記入（ゴム印可）して下さい。

・換金の受付日は原則として毎週の水曜日とし、大間町商工会へ持参いただき、確認後、翌々週の木曜日までに大間町から指定口座へ支払いとなります。

・換金期限は令和４年１２月９日（金）受付分までとします。

【問い合わせ先】

・大間町商工会　ＴＥＬ　３７－２２３３

（９：００～１７：００、土・日・祝祭日を除く）